

見積時の注意事項

第1 目的

この書面は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四高速」という。）が実施する100万円以下の物品購入及びサービス提供の契約に係る見積手続きの円滑な遂行と契約の適正な履行を図るため、見積に参加する者（以下「見積者」という。）に見積時の注意事項を通知することを目的とします。

第2 見積者を拘束する書類

見積者は、次に掲げるもの書類（以下「見積関係書類」という。）に拘束されます。

- 一 見積方通知書
- 二 見積時の注意事項（本書）
- 三 見積書
- 四 仕様書
- 五 その他上記一～四を補足する書類

第3 見積書の作成方法

見積書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守するものとします。

- 一 見積書の記載数字は、算用数字を用いること。また、見積書の様式は任意とするが、見積方通知書に記載した契約件名を記載すること。
また、見積書の提出をもって、見積方通知書に定める契約条件に同意したものとみなします。
- 二 見積金額は、見積関係書類により積算すること。
- 三 見積金額は税込価格（消費税及び地方消費税を含む額）とすること。
ただし、税抜価格も併せて記載すること。
- 四 見積者は、本件契約に係る見積及び契約に係る権限を有する者とする。なお、見積者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約に係る権限を有するいずれかの者が見積書を作成すること。
- 五 見積書には、法人名、見積者の職名及び氏名を記載するとともに、次のイ～ハのいずれかの社印を押印すること。
 - イ 代表者印（見積者の作成者が代表者の場合）
 - ロ 見積者の職務権限に基づき規定された職印（見積書の作成者が代表者以外の場合。例、営業所長印など。）
 - ハ 会社印ただし見積書に担当者の氏名及び連絡先が記載されている場合は押印を省略できるものとします。

第4 見積書の提出方法

- 1 見積書の提出は、原則電子メール（PDF形式の見積書を添付）とし、提出期限までに送信してください。なお、提出期限までに届かない場合は無効とします。また、電子メール以外で見積書を提出する場合には、事前に本四高速へ相談をしてください。
- 2 見積書を提出後は、錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により見積金額を誤記入した場合などの理由に関わらず、見積りの辞退又は見積書の差替え等は認めることなく、当該見積りは有効なものとして取り扱います。

第5 見積の辞退

見積を辞退しようとする者は、見積書提出期限までに、見積を辞退する旨を本四高速に電子メールにより報告するものとします。見積を辞退した者について、これを理由として以後の見積参加等について不利益な取扱いをしません。

なお、契約の相手方となった後に辞退すると、基本的に取引停止となるので注意してください。

第6 公正な入札の確保

- 1 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 見積者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積書の提出意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。また、他の見積者及び第三者から見積書に関して相談を受けた場合は断固としてこれを拒否し、会社はその旨を通報しなければなりません。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。
- 4 見積者は、公正な入札の確保を図るため、見積依頼時に送付される「**見積書に対する確認事項**」に示す事項を遵守することを誓約した上で、見積書を提出してください。
- 5 見積者において、見積りに関して不正があると疑われる事象に接した場合は、見積方通知書に記載する契約担当部署への通報にご協力ください。

第7 見積りの無効

- 1 次の各号の一に該当する場合は、見積書を無効とします。
 - 一 見積金額が訂正してある場合
 - 二 見積者の記名、押印（外国人又は外国法人にあっては、見積者の署名をもって代えることができる。）が欠けている場合（押印省略に必要な事項が記載されている場合を除く。）
 - 三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合
 - 四 見積書に条件が付されている場合
 - 五 同一見積者の見積書が2通以上提出されている場合
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、第3の規定を厳守できていない場合及び本四高速の指示に違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない場合
- 2 次の各号の一に該当する場合は、見積りを無効とします。
 - 一 明らかに連合によると認められる見積りを行った場合
 - 二 社員の職務の執行を妨害して見積りを行った場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、本四高速の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない場合

第8 契約の相手方の決定

- 1 契約の相手方は、本四高速が想定する価格の範囲内において、最低の価格を提示した者で、第7の規定に該当しない見積りを行った者としませんが、見積金額の妥当性又は合理性が判断できれば、本四高速が想定した価格の範囲外であっても、契約の相手方とすることがあります。

ただし、契約の相手方となるべき者の見積金額が、その見積金額では当該金額の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその見積金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、契約の相手方としないものとします。
- 2 本四高速が想定する価格の範囲内の最低の見積りが、第7の規定により無効となった場合には、会社が想定する価格の範囲内においてその次に低い見積金額を提示した見積者を契約の相手方とします。
- 3 見積書提出期限前に本件契約に係る全ての見積り参加者から見積書が提出された場合は、見積り参加者に対して確認をしたうえで、当該期限前に見積り合わせを行うことがあります。
- 4 見積り合わせを執行したときは、本四高速はその結果を全ての見積者へ電子メールにより通知します。なお、見積り合わせにおいて契約の相手方が決定した場合は、この通知により、見積書記載の契約条件により契約が確定します。

参考（見積書記載例）

見 積 書

下記内容を記載の上任意様式にてご提出下さい。

- ① 見積方通知に記載した件名
- ② 見積日（提出期限日までの日）
- ③ 見積金額
- ④ 当事者情報
- ⑤ その他必要事項

本州四国連絡高速道路株式会社●●センター 御中

②見積日： 年 月 日

① 件名：（例）〇〇購入

上記件名の契約について、見積時の注意事項を承諾の上、下記のとおり見積りいたします。

支払方法 銀行振り込みによる。

住所：兵庫県神戸市〇〇区

職名：〇〇株式会社

氏名：代表取締役社長 〇〇 〇〇

押印を省略する場合は下記のとおり担当者の氏名、連絡先を記載すること。

職印等
（押印省略可）

④当事者情報

担当者氏名：

担当者連絡先：

合計金額： ③見積金額：〇〇円（税込金額を記載） 税抜金額も記載すること

品名【役務は「業務名」】	数量	単位	単価	金額	備考
小計					
消費税相当額					
合計					

（備考） ⑤ その他必要事項